

Title	日本陸軍と普選運動：在郷軍人選挙権獲得運動を中心として
Sub Title	The Japanese army and the movement for the universal suffrage : on the movement for the suffrage by the Japanese reservist
Author	藤井, 徳行(Fujii, Noriyuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1978
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.51, No.5 (1978. 5) ,p.193- 227
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	中村菊男先生追悼論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19780515-0193

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本陸軍と普選運動

——在郷軍人選挙権獲得運動を中心として——

藤井徳行

第一節 はしがき

第二節 議会に提出された在郷軍人選挙権付与に関する法案

第三節 在郷軍人による参政権獲得運動

第一項 谷勝治による請願

第二項 青木潔等による在郷軍人参政同盟

第三項 京都在郷軍人選挙権促進会等

第四項 将校を中心とする運動

第四節 在郷軍人会本部等の反応

第五節 むすび

第一節 はしがき

大日本帝国憲法下では衆議院議員のみが国民の代表者として公選せられたが、明治二十二年に制定された衆議院議員選挙

法には選挙権、被選挙権に納税要件等のいくつかの制限条項が付けられていたため、少くとも形式の上では当時の衆議院は国民多数を代表する代議機関とはいえなかつた。

したがつて、衆議院議員選挙法についての改正案は早くも第一議會に上程せられ、以後大正十四年に男子普通選挙法が貴衆兩院を通過するまで実に普通選挙案十七回、単なる参政権拡張法案は更に多数国会に提出せられた⁽¹⁾。

普通選挙案が納税制限等を撤廃し、一般の普通男子に選挙権、被選挙権を解放するのに対し、参政権拡張法案には過渡的手段として制限の一部撤廃、あるいは緩和を目的としたものと、一定の要件を具備する者に特権として参政権を与えることを内容としたものがあつた。

本稿の対象は後者の一つに属する兵役終了者に選挙権を与える件についての議會内外の運動である。すなわち兵役の終了という特定の要件を具備した者に特典として選挙権を付与し、参政権の拡張を図るものであつた。

かかる法案の提出は普通選挙法の即時実施の困難な状況下において戦術的合理性を有していることは明瞭である。当時何回も提出せられた類似法案に中学校卒業者等に選挙権を付与する案があつたが、この案では大正八年法の後で約十八万人の増加が見込まれたにすぎない⁽²⁾。然るに本稿でとり上げる兵役終了者に選挙権を付与した場合には百五六十万人以上の増加となる⁽³⁾。大正八年法の実施で有権者数が百四十余万人から二百八十六万人に飛躍的に増加したが、この場合それ以上の数字となる⁽⁴⁾。中学程度の学校卒業者に選挙権を与える案とは数字の上では比較にならない。

議會への法案提出は日露戦争直後、憲政本党によつて先鞭がつけられ、その後、政友会、国民党がこれに従つた。院外における在郷軍人の参政権獲得運動も大正九年から始まり、大正十二年頃には一大運動に発展した。

このように参政権拡張に視点を置くならば、該法案の国会提出の意義は決して小さくないし、該法案の成立を目指した在郷軍人による大衆運動が普通選挙法制定の促進に与えた影響も看過し得ないものとなるであろう。

然るに管見の及ぶ限りでは、今日まで発表せられた参政権の拡張、普通選挙法の制定等に関する論文で該法案成立を目指した郷軍人による諸運動について言及したものは全くない。そこで考えられる理由としては、参政権の拡張という自由主義的方向にある運動と、保守的、右翼的団体として位置付けられてきた郷軍人会との結びつきに気がつかなかったこと、たとえ気がついても郷軍人会の主観的意図は別にあると見做されて重要視されなかつたこと等が挙げられるであらう。

又、資料的不備もその大なる理由であるにちがいない。周知の如く帝国在郷軍人会は昭和二十年八月三十一日解散せられたが、その際本部は宣言を発してあらゆる書類の焼却を命じた。⁽⁵⁾本部が率先して重要書類を焼いたことは当然である。そのため郷軍人会本部所蔵の資料は現在全く見当らず、この時期の問題については陸軍省の大日記類にも見当らない。わずかに海軍省の書類綴りの中にのみ当該資料が現存していた。海軍資料をひきついで防衛研修所戦史部所蔵になる該資料の発見が本稿執筆のきっかけである。

本稿においてはまず第一に各政党から提出された前掲法案とその審議内容について考察し、次いで在郷軍人によつてなされた参政権獲得運動の過程を独自資料に基いて跡づけ、それに対してとられた帝国在郷軍人会本部及び陸海軍省等の反応、対策等を考察したい。

本拙論が生前の中村菊男博士から昭和四十年以後十三年間にわたつて賜つた学恩に対していささかでも報いることができたとしたら筆者にとつてこれに勝る喜びはない。博士の長年月にわたる御好意と御指導とに深謝しつつ博士の御霊前にこの小稿を献げたい。

又、本稿作成につき慶應義塾大学法学部教授利光三津夫博士には有益なる御教示を賜り、防衛研修所戦史部資料室、東京大学法学部明治新聞雑誌文庫、国立国会図書館議会法令資料室、慶應義塾大学図書館、中日新聞名古屋本社資料部等には貴重資料の閲覧につき種々御高配にあずかつた。ここに記して、その学恩と御厚意に対して深甚なる謝意を表したい。⁽⁶⁾

- (1) 衆議院・参議院『議會制度七十年史』資料編「第四章 選挙法の制定及び改正」一九六一—二六四頁参照。
- (2) (4) 『衆議院議員選挙法ニ関スル調査資料』中『参考資料第一号、選挙法ニ関スル参考書』(衆議院議員選挙法調査会 大正十一年頃の刊行)、一七八頁。第四十一議會、貴族院における床次内相による説明。
- (3) 『41帝國議會衆議院委員會議録』(大正七—八年) 第二卷所収の第五類第七号「衆議院議員選挙法中改正法律案委員會議録(速記)」第三回(大正八年二月二十七日)、一九頁。今井嘉幸委員の發言中に見られる計算。
- (5) 井上幾太郎伝刊行会『井上幾太郎』(昭和四十一年)、三〇〇頁。「帝國在郷軍人会解散要領」(昭和二十年八月三十一日付) 第三条には「各団体保管ノ一切ノ書類及會旗ハ之ヲ燒却ス」とある。
- (6) 本文中引用した資料についてはできるだけ原文に忠実であることを旨とした。しかし字体に關しては原則として旧漢字の替わりに新漢字を用いた。

第二節 議會に提出された在郷軍人選挙権付与に関する法案

兵役義務の完了と参政権の獲得とを結びつけようとする考えは決して新しいものではない。

その最初のものには明治三十三年に衆議院議員選挙法の改正を行なつた第二次山形有朋内閣であると考へる。この政府の出した法案は第三次伊藤博文内閣の政府原案とほぼ同様の内容であつたが、納税条件は地租五円以上又は地租以外の直接国税三円以上又は兩者通じて五円以上であり、年齢は選挙資格を二十歳、被選挙資格を二十五歳以上に低下したものであつた。年齢要件は昭和二十年法に等しく、納税要件も相当緩和されたものが提案されたわけであるから当時としてはかなり進んだものであつたといえよう。⁽¹⁾

山形がかかる進歩的な改正案を提案した背景を菊池武徳は次の如く説明する。⁽²⁾

当時山形有朋公は徴兵を國民に強行した以上、(普選の要求は筆者註) 無理からぬ要求であると言ひ、政府は議會に直接国税額五円以上を納付する者に広く選挙権を与へんと提議したが、議院の方が却つて十五円(實際は十円—筆者註) 説を称へ、遂にそれに決定したといふ椿事もある。

又、法学博士上杉慎吉も山県から「自分は明治五年に全国皆兵を主張して、徴兵令が行はれる事になつたが、その結論として普通選挙になるのは当然である」と思う、と聞かされている。⁽³⁾

しかし、山県のかかる考えは自説の国民皆兵主義を敷衍して「国民皆政主義」(普通選挙)になるのは仕方がないというにすぎないのであつて、兵役義務と参政権とをむすびつけた最初とはいへても、現役軍人に選挙権を与えるとか兵役義務の完了者に特典として選挙権を付与するとかいう具体的内容をもつものではなかつた。⁽⁴⁾

必任義務としての兵役終了者に特典として選挙権を付与しようとする法案が最初に国会に提出されたのは第二十二回帝国議会下、明治三十九年のことであつた。提出者は波多野伝三郎(憲政本党)外一名である。⁽⁵⁾内容は選挙権の拡張についての改正案で、納税要件を十円から五円に改め、中学校以上の学校の卒業者又は「徴兵令ニ従ヒ現役ノ義務ヲ終リタル者」に納税の如何に関わりなく選挙権を与えるというものであつた。

同議会にはいま一つ高橋安爾(立憲政友会)外九名が波多野案に類似した改正案を提出した。⁽⁶⁾この案では教育要件は採用していないが第八条の二で「陸海軍ノ現役ヲ終リタル者ニシテ前条第一号、第二号ノ要件ヲ具備スルモノハ選挙権ヲ有ス」としている。「前条第一号、第二号」とは年齢及び住所の要件である。

前案は明治三十九年三月十日、後案は十二日に提出され、十七日第一読会を経た後、委員会に付されたが、審査を結了するに至らなかつた。

かかる兵役終了者優遇法案がこの時期に出されたのには理由がある。つまりこの第二十二議会は日露戦争直後の議会であり、大陸において多大の犠牲と苦難の下に大勝を取めた軍人に対する、国民的同情心がきわめて高揚された時期であつたからである。高橋案の理由書には

日露交戦ノ結果ハ遽然我カ邦ノ位地ヲ高進シタルト同時ニ国民ノ責任愈重キヲ加フルヲ致セリ此ノ時ニ際シ須ク国民参政ノ権ヲ拡充

シテ国家ノ進運ヲ扶持シ以テ益憲政ノ美ヲ濟スニ努ムヘキナリ是レ洵ニ戦後ノ第一急務ニシテ亦実ニ大戦ニ対スル最高記念ニアラスヤとあり、さらに「陸海軍人ノ現役ヲ終リタル者ニ対シテ納税ノ要件ヲ全廃シ以テ殊遇ヲ与フルハ一般ノ選挙権拡張ト相俟テ特ニ必要アルヲ認ム是レ本案ヲ提出セル所以ナリ」と記されている。⁽⁷⁾

次の第二十三議会で島田三郎(憲政本党)他二名の提出した改正案も納税要件(三円)教育要件と並んで「徴兵令ニ従ヒ現役ヲ終リタル者及召集ニ応シテ兵役ニ服シタル者」との項を付加し、これらに選挙権を与えようとするものであった。⁽⁸⁾

この案件は衆議院で納税要件のみがとりあげられ、それが五円に低下するだけの法案に修正された。なおこの案件は貴族院に送付されたが、同院で審議未了となつてゐる。⁽⁹⁾

ちなみに、衆議院の委員会では加瀬禧逸が趣旨説明に立ち、該改正案は「選挙人ノ資格ヲ三方面カラ立テ、一ハ納税、一ハ教育、一ハ兵役ノ義務、此三方面ノ調和ヲ図ツテ、選挙権ノ拡張ヲ為シタ」し、特に第三番目について、「徴兵令ト云フコトヲ書キマシタノハ、特別義務ノ方面デ、納税ト相對シテ用井マシタ即チ財産税ノ納税ガ、決シテ国家ニ對シテ血税ヨリモ重キトコロノ責任ヲ尽シタモノトモ考ヘマセス、財産ヲ出シテ尽スヨリモ、身命ヲ捧ゲテ国ニ尽シテヤル方ガ、国家ニ貢獻スル上ニ於テハ苦勞ト責任ノ重キコトハ遙ニ優ルモノガアル」と述べてゐる。⁽¹⁰⁾

これに對し委員の立川雲平(立憲政友会)は反対意見を述べた。すなわち、彼は「徴兵ニ往ツテ來タ人ヲ尊ブノハ、ソレハ御同感デアルケレドモ、徴兵ニ往ツテ來タ人ニ其心事ト其勞苦ニ報ユルノハ国家ガ他ノ方法ガアラウト思フ」としてこの条の削除を主張している。兵役終了者に選挙権を与えるのは、兵役に就きたくとも抽籤に洩れたり、健康がそれを許さなかつた人にとつて不公平である、との論である。⁽¹¹⁾ 委員会は起立多数で当該問題の削除を要求する立川修正案を可決したわけである。⁽¹²⁾

兵役終了者に選挙権を付与する改正案は以上の三案の外、大正八年、第四十一議会に国民党案として提出されたものがあ

り、これが議会に提出せられたこの種の議案の最後となつた。本稿でとりあげようとする在郷軍人による運動はこれ以後のことである。⁽¹³⁾

第四十一議会には立憲国民党、憲政会、立憲政友会（政府）の三党から選挙法改正案がそれぞれ提出され、結果として政府案が貴衆両院を通過して成立し、所謂大正八年法となつた。この第四十一議会は、大正七年十二月二十七日に開院式が行なわれ、休会明けの大正八年一月十三日に議会は再開されたが、一般国民に普選要求の聲が高まつたこともあつて、議会の内外を通じて選挙権拡張問題が論争の中心となつた。観があつた。⁽¹⁴⁾ いうまでもなく原敬内閣であり、陸海軍及び外務の三大臣以外は全て政友会の幹部をもつて組織した政党内閣であつた。

国民党案は高木益太郎外三名によつて提出せられたが、他の二案を一括して三十五名の委員会付託となつた。⁽¹⁵⁾ 憲政会、国民党の二案は納税要件をいづれも二円、政府案は三円とし、前者二案が大選挙区制、後者が小選挙区制を採用した点、憲政会は中学校的である。国民党は中学校程度以上の学校の卒業者及び陸海軍の現役終了者にも選挙権を付与する案を出したが、憲政会は中学校以上の学校の卒業者で「独立の生計を営む者」に選挙権を与えるの特例を設けた。国民党は選挙権、被選挙権の年齢要件もそれぞれ五年低下して二十歳及び二十五歳とした。政府案は年齢に触れず、憲政会案が被選挙権を二十五歳に低下させていた。

右三案の審議をなした委員会では野党二案を否決し、政府案に若干の修正を加えて可決した。三月九日に開かれた第二読会で討論の後、重要な点について記名投票を行ない、その他は起立採決を行なつた。その結果、(一)、小選挙区制、(二)、三円以上の納税条件が投票で可決し、(三)、教育要件、及び(四)、それに「独立の生計を営む者」を加えた案、(五)、選挙人の年齢を二十年とする案及び兵役義務終了者に選挙権を与える案は全て起立少数で否決された。直ちに第三読会が開かれ第二読会決議のとおり可決。貴族院も衆議院の修正どおり可決し、大正八年法は成立した。⁽¹⁷⁾

第四十一議会に国民党から兵役義務終了者に選挙権を与える案が出たことについては前掲の類似法案の提出と同様の時代

的背景が考えられる。つまり、該法案が提出されたのは大正八年に入つてからであつたが、同議会が開会されたのは大正七年の暮であつた。同年は米騒動が起きて、一部軍隊の出動を見たり、シベリア出兵、ロシア革命などがあつたが、十一月には日本が参加した第一次世界大戦も連合軍勝利の中に休戦協定の調印となり、議会開会直後の十二月二十八日には元田肇等十四名が陸海軍将士に対し感謝決議案を提出し、満場一致で可決を見た様な状態であつた。⁽¹⁸⁾ 国民党案提出の背景には、数多くの将士が召集されて戦地に赴いた、その労苦に対する慰撫の気持と、彼等に対する人気取りもあつたことであろう。前掲の類似三法案が日露戦争終結直後に相継いで提出されたことや、大正八年法案（国民党案）の提出が第一次世界大戦の事実上の終結直後に提出せられたことから、提出者が国民の戦争気分や犒軍意識の昂揚を計算に入れていることはほぼ確かなことと思われる。

明治四十年島田案が提出されて以後大正八年の国民党案に至るまで、在郷軍人に参政権を与える件が国会では全く忘却されていたかといえそうではない。それは次に述べる如く政府の委員会等ではしばしば話題にのぼつていた。大正八年案の如きは第一次世界大戦を契機としてその潮流がふたたび具体化して、四度、法案として蘇生したということができよう。

大正五年第二次大隈内閣の時に衆議院議員選挙法改正調査会が設けられ、一木喜徳郎内務大臣が会長になり、江木翼以下三十五名が委員となつたが、その席上においてこの問題は話題としてあげられた。

賛成者高木益太郎は第四十一議会の国民党案の提案者でもあるが、彼は次の如く主張している。

兵役ノ義務ヲ完了シ若ハ一身ヲ犠牲ニ供シテ国家ノ為メ戦争ニ従ヒタル者ニ対シ選挙権ヲ与フルハ権衡ヨリスルモ必要ナリ⁽¹⁹⁾
これに対し一木内相は反対して

兵役ノ義務ヲ尽クス資格ト適當ニ参政スル資格トハ其ノ間自ラ相異ガアルベキト思フ⁽²⁰⁾
と答えている。

この席上においても本案件に対する政府とくに内務官僚の反対はきわめて大きい。

話はやや後のことになるが、内相はその後、後藤新平、水野錬太郎と交替し、原内閣下では床次竹二郎であったが、床次は第四十一議会で貴族院で政府案を説明した後、憲政草案の中学卒業者に選挙権を与えるのは差し引き十八万人が増えるだけで、「此際強テ認めナケレバナラス必要」はなく、「兵役義務ヲ了ヘタ者若クハ普通選挙ノ論ノ如キハ殊更此所デ申上ゲル必要モアルマイ」として上掲国民党案の説明を省いている。⁽²¹⁾

(1) 前掲『議会制度七十年史』資料編、二二―三頁。野村秀雄『明治大正史』第六卷、政治篇(昭和六年 朝日新聞社刊)二〇九―一〇頁。

(2) 菊池武徳『普選は如何にして成立した乎』(大正十五年)二三頁。政府原案の納税資格五円案に対し十円説を力説したのは後に普選の提唱者として活躍した島田三郎である(野村前掲書、二一〇頁)。菊池はこの書で『普通選挙』という言葉は日本で最初に使った人は三並良で、彼が明治二十七年夏、長野県でキリスト教伝道をした際に使ったと紹介している(二三頁)。しかし当時片山潜が universal suffrage を普通選挙と翻訳したのが最初だとする説(今井嘉幸『普選を中心として』政治、労働、社会問題の一般的批判、一〇四頁)もあり、真相は明らかでない。ちなみに菊池は慶應義塾出身で青森県弘前市選出の政治家(政友会)であり、ジャーナリストでもあった(前掲『議会制度七十年史』衆議院議員名鑑、一六三頁)。

(3) 上杉慎吉『私の観たる山県公』(帝国在郷軍人会本部機関誌『戦友』第一四二号所収)、一七頁。

(4) 『公文備考』(防衛研修所戦史部所蔵)大正十年官報二卷三所収、兵発秘第八四六号、兵庫県知事発文書(大正十二年八月二十七日)所載の「陸軍少将細野辰雄演説要旨」によれば細野が参謀本部在勤中、彼は在郷軍人の参政権問題を研究していたが、山県も寺内正毅も明治四十年頃になつて「在郷軍人が参政権ヲ得ハ軍閥ニ後援シナイコトニナル」として反対したからである。たしかにこの危惧はあつたであろう。在郷軍人会本部や軍衛を通りこして在郷軍人と政党が直接政治的に結びつこうということが予想されたからである。又、ここで使用した「国民皆政主義」という言葉は普選博士と呼ばれて普選運動に挺身した代議士今井嘉幸が山県の主唱してきた「国民皆兵主義」に對置して使つたものである。今井嘉幸「労働者の愛国心と政治的自覚」(『労働及産業』大正七年五月号)二七頁および藤井徳行、酒井正文「大正八―九年の今井嘉幸と普選運動」(拓殖大学海外事情研究所「海外事情」、第二十六卷第二号所収)、二二―三頁参照。

(5) (6) (7) (8) (9) 前掲『議会制度七十年史』資料編、二二九頁。理由書、議事経過等は衆議院事務局『参考叢書 第三編 衆議院議員選挙法改正案ノ沿革』(大正八年頃の刊行)三四八―五三頁参照。

(10) (11) (12) 『第二十三回帝國議會 院衆議院議員選挙法中改正法律案外三件委員會議録(速記)第五回八明治四十年三月七日』(『23帝國議會衆議院委員會議録』所収)一四一―七頁。

- (13) 衆議院議員選挙法調査会『選挙権ニ関スル調査資料』(大正十一年頃の刊行と推定) 三六一七頁。
- (14) (15) 川崎克伝刊行会『川崎克伝』六九一七〇頁。
- (16) (17) 前掲『議會制度七十年史』資料編、二二六—一八頁。
- (18) 三宅雪嶺『同時代史』第五卷、一七一—二頁。
- (19) (20) 前掲『選挙権ニ関スル調査資料』三六一七頁。原資料に『秘、衆議院議員選挙法改正調査會議事速記録(一—上)』があるが、第三号は未確認。
- (21) 衆議院議員選挙法調査会『衆議院議員選挙法ニ関スル調査資料』中の『参考資料第一号 選挙法ニ関スル参考書』(発行年不明なるも記事内容から大正十一年頃と推定される) 一六一—八頁。
- (22) 『公文備考』大正十二年、官職四卷四所収の海軍省メモ、「現役終了者ニ選挙権ヲ付与スル請願ニ関シ在郷軍人会評議員会會議の状況」参照。

第三節 在郷軍人による参政権獲得運動

本稿における中心論題たる在郷軍人による参政権拡張運動は大正八年頃より始められる。この頃になると、第一次世界大戦の結果、とくにパリ平和會議に触発されて社会運動や労働運動が急に活発化し、普選運動も大逆事件以後の冬眠から目覚めて再び勢を盛り返してきた。二月九日には東京、中央亭に河野広中を座長として九百余名が集会し、選挙法中納税資格撤廃同志大会を開き、三月一日には内務大臣との交渉の結果、学生労働者は参加せしめざること、参加人員の住所氏名を予め届出づることなど十七項目にわたる厳しい条件付で許可せられたにも拘らず、日比谷公園で大示威運動を展開することに成功し、五万余名が集会したと伝えられている。⁽¹⁾これを民主主義下の現代に置き換えても想像を絶する大集会である。もつて普選運動熱の盛り上りを示す数字といえよう。

大正九年一月二月頃の第四十二議會では普選案を繞り政府対憲政会・国民党は正面衝突し、二月二十六日、原首相はついに議會を解散するに至つた。⁽²⁾

かかる普選熱の旺んなる時勢に呼応して在郷軍人自身による独自の参政権獲得運動が開始された。以下これを分説してみよう。

第一項 谷勝治による請願

愛媛県上浮穴郡田治村大字臼杵三六、平民農業谷勝治外九十七名は大正九年七月十日、陸軍省宛「在郷軍人ニ選挙権ヲ与フル件請願」を提出した。⁽³⁾

請願書には「日本臣民ニシテ軍隊教育ヲ受ケ在郷ニ居住シ衆議院議員選挙法第八条第一項第二項ヲ具備スル者ニ対シ衆議院議員選挙権ヲ与ヘラレシコトヲ效ニ請願致候也」とあつた。⁽⁴⁾

陸軍省副官は翌年五月一日付で海軍省副官に文書を送り、他日選挙法改正審議の時まで本請願を留保するを適當と認める旨の閣議請議案を作成し、選挙関係の主務官庁たる内務省と交渉することを伝えた。⁽⁵⁾

これに対する海軍省副官の回答は

単ニ現役ヲ終了シタルノ故ヲ以テ納税ノ如何ニ拘ラス在郷軍人ニ選挙権ヲ附与スルコトノ適否ハ別ニ講究スルコトトシ差当リ他日選挙法ノ改正ニ際シ之カ審議ヲ要求セムトスル陸軍省意見ニハ同意ス

というものであつた。⁽⁶⁾

陸軍省と内務省の交渉については大正十年八月九日、小橋内務次官から井出海軍次官への文書によれば、同日、左記の通り閣議へ提出したとある。⁽⁷⁾

在郷軍人ニ選挙権附与ノ件

(前略)筆者、案スルニ軍隊教育ハ特殊ノ訓練ニシテ国民ノ選挙能力ヲ判定スヘキ適當ナル標準ト為スニ足ラス故ニ軍隊教育ヲ受ケタルノ一事ヲ以テ納税要件ノ欠如セルニ係ラス在郷軍人ニ限り選挙権ヲ附与セントスルハ適當ナラス前年選挙法改正ノ際此ノ種ノ議論アリシモ以上ノ趣旨ニ依リ採用セザリシモノニ付本請願ハ之ヲ採用セス
右閣議ヲ請フ

なお、内務次官から海軍次官宛の右文書には、海軍省軍務局長堀内少將の意見を記した添え書が見出され、それには普選案等の審議が早晩行なわれるはずであるから、その際にあわせて審議することとして保留に同意する旨が記されている。すなわち、それがこの時点における陸海軍省の共通の見解であつたと考えられる。⁽⁸⁾

かくして、谷等の請願運動は陸海内務省において一応とりあげられはしたが、単なる一提案として官庁の机上をにぎわしたにすぎず、共鳴者を得て社会的勢力をつくるに至らなかつた。

第二項 青木潔等による在郷軍人参政同盟

在郷軍人参政権獲得運動の中核的存在となつた在郷軍人参政同盟本部（在小田原）設立の発端は大正十二年三月十五日、神奈川県足柄下郡小田原町幸二丁目、劇場吾妻座にて開催せられた同郡在郷軍人連合会の席上でなした、青木潔後備陸軍騎兵伍長の演説であつた。⁽⁹⁾ 同郡真鶴村の在郷軍人分会長であつた彼は来会者一千百六十名の前で演説をなし、在郷軍人に参政権付与の件に就き陸海軍大臣に請願する意思を披瀝し、決議文の草案を読み上げて賛成を求めた。その演説の要旨は

現今ハ一般国民スラ普通選挙ヲ絶叫スルノ秋ナリ況ンヤ國家ノ為尺瘁シ現役ヲ終ツテ帰郷セン在郷軍人ニ対シテハ宜シク選挙権ヲ附セラルヘキカ当然ナリ

というものであり、決議文の草案には右の目的を達成するために委員を選んであらゆる合理的手段方法をもつて請願貫徹を期するところである。この運動にかける青木の熱意は並々ならぬものであつた。⁽¹⁰⁾ この会合においては青木が個人として運動することとはさしつかえないが、連合会として決議したり運動することは自重を要するという意見が大勢を占めた。しかし、一方において青木の共鳴者も決して少くなかつた。⁽¹¹⁾

青木とこれら同志との会合は二十五日、三十一日と小田原町松琴楼にて行なわれ、運動方法が協議され、委員が指名され

た。

二十五日の段階では青木や早川村分会長国見保等十六名が会合し、大勢の意見としては主務大臣への陳情の前に世間一般の誤解を招かない様に在郷軍人としての態度を決定して置く必要があり、参政権獲得運動を起こした理由を一般在郷軍人に知らしめる必要があるという程度に止まつていた。

しかし、これより先の十五日同じ吾妻座で土肥中佐（連隊区司令部附と思われる―筆者註）はその講演の中において「在郷軍人へ政治ニ関与セザルヲ可トス」と言つてゐる。これよりみて、当局は青木を中心とする在郷軍人の参政権獲得運動に疑いの眼を向けていたことが知られるが、もしそうとするならば、それは時代錯誤も甚しく、青木達にとつてはまことに迷惑至極なことであつた。

したがつて、彼等は逆に当局の弁を先取りして在郷軍人の思想悪化の防止こそ急務であると主張し、参政権獲得運動を決意した所以であるとの理由を宣伝した後、陳情に赴くといふことになつた。⁽¹²⁾

三十一日の会合では小田原町万年四丁目酒商、後備陸軍歩兵軍曹北沢登三等五名を運動委員に指名した。ついで四月二十二日に北沢方に北沢、青木の外土肥村在郷軍人分会長梅原万造、岩村同分会長青木習太郎、福浦村同分会長高橋松蔵の五名が集合し、運動方法を協議した上、決議文や覚書を作成し、同日神奈川県選出の森格代議士を訪問、陳情した。⁽¹³⁾

決議⁽¹⁴⁾

國民ニ大義務ノ一ヲ完了シ民衆トシテノ訓練ヲ経タル我等在郷軍人ハ普選尚早ノ理由ヲ以テ閑却セラルベキモノニアラズ 依テ茲ニ参政権ノ附与ヲ要求ス

覚書⁽¹⁵⁾

一、在郷軍人参政同盟ト称ス

日本陸軍と普選運動

一、軍隊教育ヲ受ケタル者ニハ総テノ選挙権ヲ附与セラレン事ヲ要求スルヲ以テ目的トス

一、宣伝ヲ以テ全国ニ同一目的ノ団体出現ヲ勧誘ス

一、各団体ハ其地区選出ノ衆議院議員ヲシテ此目的ニ賛成セシムルコト

一、第四七議會前全国代表者大会ヲ催シ目的ノ貫徹ヲ期スルコト

大正十二年三月

神奈川県足柄下郡小田原町万年二丁目

在郷軍人参政同盟 ㊦

右の如き決議と覚書を受け取つた森は大正九年、原敬内閣下の第十四回衆議院選挙で初当選し、一年生議員としては有力であつた。当時彼は地元神奈川県(16)の青年の世話から東海道線下曾我駅、熱海線の鴨ノ宮駅の新設に努力する等、地盤の培養に努めつつあつたが、青木伍長等が参政権獲得運動に対する賛成を要請し、同日、横浜市において開催せられる立憲政友会関東大会の決議事項に加えられんことを求めたのに対しては比較的冷淡な態度をとつた。その理由は彼が政友会の党議に縛られていたからであつたようである。その頃の政友会は加藤友三郎内閣の与党的存在であり、同じ年の二月、第四十六(通常)議會に憲政会等から提出された普選案を政友会の反対で否決している。

森の手により陳情を行なうことが絶望になつた後、青木等は機会を見て、各政党本部を歴訪して賛成を求め、きたる第四十七議會に請願した上、所期の目的を貫徹するべく誓つた。

その後五月二日に彼等は北沢方に会合して青木起草の宣伝文の可否について協議した結果その内容が稍過激であるとの結論に達し、土肥村分会長梅原万蔵が修正にあつた。(17)そして、この成案に「在郷軍人参政同盟」の名義を添えてビラとして大量に印刷し、二十五日、神奈川県と静岡県の各市町村在郷軍人分會長宛六百六通を発送した。(18)さらにその後、彼等はそれを全国的に飛撒した為、六月上旬頃までには参政同盟本部へ各府県の在郷軍人会から賛同と激励の文書が続々と到着し、ここ

に、この運動はさらに拡大したのである。⁽¹⁹⁾

一方、青木潔等による参政権獲得運動を早くから探査していたのは神奈川県特高課である。⁽²⁰⁾ 特高課は大正十二年三月十五日、吾妻座における青木の言動等について二十三日付神高秘収第二一三二号神奈川県知事安河内麻吉発文書として第一報を報じ、以後二報、三報として、それを続けている。通報先は内務大臣、陸海軍大臣、社会局長官、憲兵司令官、⁽²¹⁾ 各庁府県知事であつた。したがつてこれに対する各地の反応が次第にあらわれ、それは各地の新聞紙上を賑わすことになつた。

在郷軍人会本部及び陸海軍省の反応等は別に記すが、ここでは『新愛知新聞』大正十二年六月五日付及び『横浜貿易新報』同年七月三日付の記事等から静岡連隊区司令部等の対応の仕方を見ておこう。

同連隊区司令部付稲垣中佐は六月一日小田原町の在郷軍人参政同盟本部に派遣され、該運動の背後勢力の有無、それに関連して運動費捻出方法について嚴重調査した後、政党政派に利用される危険性を指摘し、某々在郷軍人分会長という団体の宛名で飛檄してはならぬこと等を厳達したといふ。⁽²²⁾

また、在郷軍人会静岡支部長西谷幸吉大佐は同名義で管内各市町村在郷軍人分会に左記の如き要旨の通牒を發している。

在郷軍人参政権獲得運動は一応の条理存するも慎重なる研究と慎重なる態度を以て臨む必要あり、分会としては此際之が可否を論じ軽卒なる回答を為すべき筋合のものにあらざるは勿論、個人としても其賛否に関する回答に就ては大いに考慮を要する。⁽²³⁾

この『新愛知新聞』大正十二年六月六日付記事によつて暴露された秘密文書は要するに該運動抑圧に意図があり、かかる運動は在郷軍人会の内部を動揺せしむるが故に在郷軍人は参政運動に関与すべからずという指示として受け取られる。⁽²⁴⁾

然るにその後西谷大佐は上司である第十五師団長田中国重中将にこの件に関し報告すると共に伺いを立てたところ、田中は「在郷軍人と雖も参政権を要求するは当然である。殊に個人的に宣伝しつつあるのだから余り干渉せぬよう」との返事をした。⁽²⁶⁾

この田中国重の意見は新聞に掲載せられたためにかなりの範圍に広まり、これは皮肉にも運動を勇気づける結果となつた。静岡支部の方針に従つてそれまで神奈川、静岡両県下ではわずか四分会の賛成、加盟しなかつたのが、全国的に増加し、七月二日で七十分会が加盟したのは、その結果であろう。⁽²⁷⁾

ちなみにいうが、田中の言は在郷軍人に好意的であつたが、同じ頃第三師団司令部付本田大尉は、軍人勸諭に「世論に惑はず政治に拘らず只々一途に己か本分の忠節を守り」とあり、帝国在郷軍人会規約第十八条に「本会ハ団体トシテ政治ニ干与シ又本会會員ハ本会ノ名目及団結ヲ利用シテ政治ニ干与スルコトヲ嚴禁ス」と規定されているのであるから、在郷軍人会としては政治に超然としておればよい、と語っている。⁽²⁹⁾この二つの考え方の中で後者のほうがこれまでの職業軍人には一般的であつたし、公式的見解であつたといえるであろう。田中の言は所詮は少数派にすぎなかつた。

したがつて、青木等の運動はかかる因習に対する一種の挑戦としてうけとられ、まさに在郷軍人会が政治運動をしてもよいとする既成事実をつくる政治的よびかけとして革新的意義を有したのである。

かかる経過を経て、彼等の運動の目的は単なる陳情や請願のみ止まらず、広く宣伝をして同志を募り、大会を開催して示威運動することに進展した。したがつてその手段はまず全国の分会に手紙を出して、同封のピラによつて宣言、決議、覚書、を読んでもらい、共鳴者を得た上で、各地に支部を結成することに発展したのであつた。

青木が初めて参政運動の演説をしたのは小田原の吾妻座においてであつたが、その一カ月前にすでに彼は全国に向けて個人で宣言書を発送している。⁽³⁰⁾しかし、在郷軍人参政同盟結成後に発送した宣言書は先述の如く梅原万蔵が修正したものである。彼等の主張をこの長文の宣言書を要約する形で以下に載録しよう。⁽³¹⁾

一、在营兵役義務の終了者は金に替え難い血税を納めた者であり、在营中の物質上の負担に加え、除隊後も簡閲点呼や演習召集など、在郷軍人としての責任と義務の負担は決して軽くない、特に国家有事の日には自己の生命の提供、家族の生存と幸福とを犠牲にせねば

ならぬ。納税の量により参政権を附与する現行制度は血税を納めている在郷軍人にとつて不公平であり、条理に合しない。

一、在營義務を終了した者は民衆としての訓練を完成した者である。勅語に「郷ニ在リテハ忠良ナル臣民トナリ軍ニ從ヒテハ國家ノ干城トナリ以テ其ノ本分ヲ尽サン事ヲ期セヨ」とある如く、護国の重任を負託せられていることによつても証明せられる。にも拘らず、普通選挙が民衆の訓練未だ重荷に堪えずとして延々にして、我々を除外しているのには忍従できない。

一、今日の如く思想界が混沌としている時、最も穩健の主義思想を持つているのが在郷軍人である。在郷軍人の参政は、恒心を恒産に求めた結果頻発する汚職疑獄綱紀紊亂の諸問題に清涼劑として一般社会に影響を及ぼし、議会の空気を一新するであらう。

一、在郷軍人は有事の日のみならず、平時における国力の充実に尽瘁しなければならぬ。そのためには参政権を適当に行使するのがこの目的達成の唯一の手段である。

一、理想としては徹底的普選にあるが、条件を具備する在郷軍人は普選と異なる意味において参政権附与を要求する。

一、この要求は國際連盟の信条であり、我が帝国の共鳴せる正義人道自由を高唱する現代において当然である。特に陛下より股肱と頼むぞとの御誼を蒙る在郷軍人は平時は国力充実思想善導の闘士であり、その第一階梯として参政権の要求を絶叫する。

彼等の理論的根拠は以上の要約に尽きるが、後に述べる様に、在郷軍人会本部や陸海軍省等が用意した意見書にはこれら
の外に外国の立法例等も引き合いに出して理論的充実ははかられている。

青木等の運動は単独なものとしてはこれで終わり、以後の運動は他の在郷軍人会との共同運動へと発展する。

第三項 京都在郷軍人選挙権促進会等

青木潔の運動に賛意を示して京都でも京都在郷軍人会梅屋分会を中心として在郷軍人参政同盟が組織せられたが、大正十二年七月十五日の会合で、「参政同盟」の名称は独自性がなくて面白くない等の提案があり、「選挙権促進会」を付した表記の名称が案出された。⁽³²⁾

梅屋分会は政治運動については途中で挫折したとはいえ、それより先に経験をつんでいた。すなわち、第十六師団(司

令部（京都）内で同年一月に一年志願兵が多数兵卒の面前で上官の下士に暴行するという事件があつたが、当局は加害者の将来を考慮して軍法會議に付さず、単なる懲罰処分に止めた。これに対して梅屋分会等は軍紀紊乱を理由に抗議行動をしようとしたが、政治的圧力によつて挫折した。⁽³³⁾

かかる経験を有する梅屋分会にとつて青木等による参政権拡張運動への誘いはまさに渡りに船であつた。

六月二十三日、京都円山公園菊溪俱樂部にて京都在郷軍人会上京連合会懇親会が催されたが、当日は帝國在郷軍人会本部から意見を求められている該会規約改正案（後述の、青木等の運動を阻害するための改正案）についての討議が行なわれた。⁽³⁴⁾その結果、本部が送付してきた改正案は在郷軍人が政治産業問題に関与するを阻止せんとするの趣に外ならず、在郷軍人が血税の納付をもつて要求せんとしつゝある参政権獲得の精神に悖るものであるとして悉く反対する説が多数を占め、該改正案の撤回を京都支部を通じて本部に要望する旨決議した。この機会に梅屋分会副会長の尾嶋は京都在郷軍人参政同盟組織に関する趣意を述べて賛同を求めたが前記決議にも拘らず、積極的な同調者を得るに至らなかつた。⁽³⁵⁾

しかし尾嶋はその後上下両京区の在郷軍人約三十名の賛同者を得て第十六師団輜重兵第十六大隊有田中佐外各隊將校等に印刷した宣言、決議、覚書を配布し趣旨を述べ意見を求めた後、七月一日、発会式の準備委員十名を選出して運動に着手した。⁽³⁶⁾この前日京都連隊区司令部は、関係者を偕行社に招致し、軽率妄動せざる様に嚴重に注意を与え、以後該運動の会合には必ず連隊区司令部から將校を参加せしむべき旨の通告をあたえている。尾嶋等の動きはかなり危険視されていた模様である。⁽³⁷⁾

しかし彼等の決意と団結は固く、七月十五日の会合で上京区連合分会長岡、下京区連合分会長池田耕等委員十二名協議の結果、八月一日を期し、岡崎公園内京都市公会堂にて発会式兼在郷軍人大会を開くことに決定した。この会合においては、大会に先立ち帝國在郷軍人会本部及び当局に対し一応の諒解を求める為代表委員を東京に派遣することとなつたが、「万一

本部及当局ニ於テ組織ニ反対スルトモ敢然組織スルコト」と断固たる態度に出ることを決議している。それだけの団結力があつたし、当局に対する不信心も強かつたのであろう。⁽³⁸⁾

二十三日、小田原の在郷軍人参政同盟本部では京都大会への代表者派遣を依頼した手紙を入手したが、それによると、京都市七十六箇分会中約六十箇分会が結束している旨を伝えている。又法制審議会へ打診した結果、「在軍（在郷軍人に参政権付与の件―筆者註）ハ除外ノ意見ノ様デス、御互ノ目的ノ貫徹ノタメニ幾多ノ問題ガアルヨードス吾人ハ一層ノ精進ヲ必要トイタシマス」とも伝えている。⁽³⁹⁾ 京都の在郷軍人選挙権促進会が印刷した概文は二万枚であり、これに入場券を添えて各分会長経由で全市の在郷軍人に漏れなく配布することとした。⁽⁴⁰⁾

京都大会は八月一日市内在郷軍人約一千二百名、小田原の本部から青木、国見、梅原、北沢、高橋、松戸己之松（横須賀在郷軍人参政同盟の創設者）が参加して催された。座長に後備歩兵曹長大西太良兵衛が推され、規約、宣言、決議案（内容は小田原の本部のものに同じ）を可決し、当局に運動する東上委員七名、会務の処理をする総務十五名を選出して、演説会に移つた。会員数名と前記青木、国見、梅原がそれぞれ参政権要望演説を行なつた後、予備陸軍少将細野辰雄が「時勢は在郷軍人の沈黙を許さず」と題して演説し、来賓の京都市選出代議士、森田茂（憲政会）、渡辺昭（革新倶楽部）、竹上藤次郎（政友会）、ならびに市会議員の賛成演説があつて平穩のうちに散会した。⁽⁴¹⁾ まずは大成功だつたといえよう。この大会は在郷軍人参政権獲得運動の中で最も大規模な大会であつた。特に市内選出の代議士三名が勢揃いして賛成演説をしたことと細野辰雄少将が登場したことは大会に権威を添えたことと思われる。

なお、京都における運動は神戸にも波及した。その後神戸では京都大会に参加して感銘をうけて帰つてきた同市印刷工組合長、予備海軍一等水兵三谷幸吉が在郷軍人参政同盟を組織し、市内で演説会を三度開催したが、一回目約八十、二回目約百五十、三回目も寡少の聴衆しか集まらず、成功しなかつた。⁽⁴²⁾ 三谷が在郷軍人の指導者でなかつた為に組織力や動員力を持

たなかつたことや演説会に入場料を徴収したことなどが失敗の原因であろう。しかし彼は細野の講演した「時勢は在郷軍人の沈黙を許さず」をパンフレットにして配り、大小六万四千枚のビラを印刷して自動車で市内に撒布し、二十名を動員して電柱に貼付したという。地元の選出代議士では第三回目の演説会で、革新倶楽部（のち政友会）の砂田重政が登壇している。⁽⁴³⁾

第四項 将校を中心とする運動

以上の参政運動は下士以下の在郷軍人によつて推進せられたことに特色があるが、将校団によつても該運動は進められた。

名古屋市北斗会や、その頃全国的組織を作り上げ、帝国在郷軍人会本部の「第二組合」的存在たらんとした⁽⁴⁴⁾在郷軍人協会等がそれである。

北斗会は名古屋市政が憲政会に占領され「一派のための市役所」たる観があるためこれの是正と名古屋市においてはとくに政治的に恵まれていない在郷軍人の権利主張を掲げて「名古屋市政を監督し善政を行はしむる運動」に着手したことが発端である。⁽⁴⁵⁾それより以前には春秋二回会合して想い出話などをする非政治的団体である「将校懇談会」があり、会員は大尉

以上少将まで約百余名であり高級軍人クラブであつた。それが右に記すが如く「市政廓清」の運動を契機に政治団体化し、自由⁽⁴⁶⁾に政治その他の時事問題を研究し、政党政派に超越して批判を試みようというのである。大正十二年七月一日に大沢月

峰、丹羽剛の両陸軍少将を中心とした会合が開かれ、正式に北斗会として発足し、北斗会宣言書、決議案、規約案を決めた。⁽⁴⁷⁾その宣言書には(一)設立理由、(二)本会の政治に関する範囲の限定、(三)在郷軍人会との関係、(四)本会当面の事業について書かれているが、(四)については決議案に全て盛り込まれている。即ち、その決議案によれば、当面の事業は一、国民思想の善導及講演

の実施、二、軍事の研究、三、現役を終了せし⁽⁴⁸⁾在郷軍人に対し納税の如何によらず選挙権を付与すること、四、兵役税法を制定

すること、⁽⁴⁸⁾五、在郷軍人にして戦時又は事変に際し応召の爲め公民権の一部中断さるべき法規を改廃すること、であつた。⁽⁴⁹⁾

該会の発会式は約三カ月後の十月三十一日に挙行され、六十名の参加があつた。決議、規約はそのまま採択されたが宣言書の「或ハ猥リニ官憲ニ反抗スル等ノ行動ヲ敢テ」することなくの一句を削除して原案を可決したという。式後初の講演会が愛知県会議事堂にて開催され、ここにおいては武富済の「過激思想と甘粕事件」という講演があつた。⁽⁵⁰⁾

さて、該会幹部は十一月十六日幹事会を開いて現役服務を終了せる在郷軍人に対してはその年齢の如何に拘らず選挙権を付与せらるる様に請願することに決議し、請願書を作成した。それは山本権兵衛総理大臣と陸海軍大臣、内務大臣宛で、陸海兩大臣宛は同文であるが他のものには違いが見出される。⁽⁵¹⁾

この請願の特徴は年令の如何に拘らずという点にある。他の在郷軍人の参政運動は納税義務の如何に拘らずという点だけを主張してその他の要件に触れなかつた為に、山本権兵衛内閣が普通選挙を断行するという噂が立つと狼狽せざるを得なかつたが、⁽⁵²⁾北斗会の案についてみれば、たとえ普選が断行されても年令要件が改定されない限りは在郷軍人に特典を与えることを主張できる。すなわち二十二歳以上の在郷軍人に選挙権を与えれば、現行の二十五歳に比してこれは名誉表彰の特典となり（実際大正十四年法では、年齢の改定はなかつた―筆者註）、在郷軍人の地位向上、自重自信の觀念の扶植、国民の中堅としての実質の具備に貢献するというのである。⁽⁵³⁾

一方在郷軍人協会は東京市外代々木に本部を置いたが、大正十二年六月一日付で、旧軍人恩給研究会が軍人恩給の増額という所期の目的を達成したので該会を改編して結成された。会長は大・中将が予定されたが、なり手がなく欠員だつたので、軍人恩給研究会の主宰者、予備役陸軍少将渡辺祺十郎が副会長となつて、会務を統裁した。⁽⁵⁴⁾

六月二十五日発行の同協会報第一号及び付録は全国の支部、連合分会宛に発送されたが、同紙で軍人恩給研究会解散から在郷軍人協会設立までの経過、会務拡充などの計画と共に「相州小田原町ニ於ケル参政同盟概況」として該同盟の決議、覚

書を掲載している。⁽⁵⁵⁾

在郷軍人協会は会報第一号付録で「本会が劈頭実施せんとする事業及び其趣旨」を述べて、その第一の事業として在營年限の服役を終りたる者に選挙権を付与する事を掲げているが、このことと参政同盟の紹介とを合わせて考えると、同協会はこの件につき小田原の在郷軍人参政同盟との提携を意図したのだと思われる。⁽⁵⁶⁾

在郷軍人協会の前身たる軍人恩給研究会は退役職業軍人で構成され、退役後の経済生活に関係の深い恩給増額運動が該会の目的であつた。その故に全国的組織をつくるのも比較的簡単であつたし、⁽⁵⁷⁾退役したとはいえ常に軍人の意識が抜けない人々の集団であるが故に組織は強固であつた。つまり打算と追憶と規律がその団結の絆であつたわけである。大正十二年藤原友三郎内閣下の第四十六議會で彼等の運動が効を奏し、恩給の全面改正を実現した経験が該会指導者の自信を強めたといえる。⁽⁵⁸⁾在郷軍人協会の組織力その他は軍人恩給研究会のそれを受け継いだものである。

なお、旧軍人恩給研究会は主宰者渡辺の個人的色彩が強いとしてこれに反発する東京在住の退役将校達は大正七年「在郷将校談話会」を結成して独立しているが、⁽⁵⁹⁾渡辺が「軍人恩給法改正論」を出せば、一方の指導者和田音五郎退役歩兵大佐も同じく恩給の増額を盛り込んだ『軍備縮小に関する意見』⁽⁶⁰⁾という書物を出版して対抗している。渡辺が在郷軍人協会を組織した後も、この在郷将校談話会はこれを独立して存在している。⁽⁶¹⁾

在郷軍人協会の前記の要望に対して、在郷将校談話会も第四十七議會に参政権について請願することを決議する等、同趣旨のことを述べているが、強いて特徴を求めれば、それは、同会は戦公病死者及癩兵遺族扶助料の増額運動に着手し、また、現実政治からは独立しようということ企てていることぐらいであろう。

在郷軍人協会は渡辺が帝國在郷軍人會本部で該会の趣旨を説明した如く、「時弊の匡救は在郷軍人の奮起に待つもの多く其の第一着手として議政壇上に人格崇高の士を挙げ以て政界の廓清を図る」として實際政治との関わりを主張した。⁽⁶²⁾換言すれ

ば選挙に際して候補者を立て、団体を挙げて応援することである。具体的に該会評議会で、東京府会議員として予備海軍少佐柳瀬新作を推薦候補に決定している。⁽⁶³⁾ それには在郷將校談話会が嫌つた「政治的団体」としての一面が強うかがわれる。ちなみにいうが、他の団体にしても全く政党色がなかつたかといえはそうではない。名古屋北斗会は名古屋市政が憲政会に牛耳られているのに反対して立ち上つたが、結果的に反対勢力の政友会を後援することになつた。大正十二年七月十日に名古屋国技館裏で催された憲政会東海十一州大会は一万の大衆を集めて大盛況だつたが、北斗会はこれに反撥して結成されたようである。⁽⁶⁴⁾ 又神戸在郷軍人参政同盟の三谷は憲政会院外団興民会の幹事であつた。⁽⁶⁵⁾

(1) 三宅雪嶺掲揚書、一五六―七頁。

(2) 原敬の解散理由は大正八年法を一度も実施しないうちに改正することを非とし、普選の前提である納税資格撤廃の背景に階級制度打破思想があり甚だ危険で政府はこれに同意できないといふものであつた(菊池悟郎『立憲政友会報国史』上巻、七一―七五頁)。

(3) 『公文備考』大正十年、官職二巻二所収、官房第一五七三号「在郷軍人ニ選挙権ヲ与フル件請願」(大正十年五月一日、陸軍省より海軍省への回覧)。

(4) 註(3)の『公文備考』所収の請願書。

(5) 註(3)の『公文備考』所収、「在郷軍人ニ選挙権付与ノ件、要旨」。

(6) 註(3)の書類を陸軍省へ返却する際の付箋案。原案は「在郷軍人ニ選挙権ヲ附与スヘキ絶対的ノ必要ハ認メサルモ」であつたが、成案では引用文の如く改められた。

(7) (8) 註(3)の『公文備考』所収、内務省九、衆地第二二号、内務次官より海軍次官への通牒。

(9) (10) (11) 『公文備考』大正十二年、官職五巻五「在郷軍人ニ関スル諸報告」所収、神高秘収第二、一三二号、神奈川県知事發文書(大正十二年三月二十一日)、「在郷軍人選挙権付与請願運動ノ件」第一報。

(12) 註(9)の『公文備考』に同じ、第二報(同年三月二十九日)。

(13) 註(9)の『公文備考』に同じ、第三報(同年四月二十三日)。

(14) (15) 註(9)の『公文備考』所収、収高秘第一、三八三号、石川県知事發文書(大正十二年五月三十一日)中、神奈川県の在郷軍人参政同盟より郵送されたるピラの写し。

(16) 山浦貞一『東亞新体制の先驅 森恪』四八八―九頁。森は翌年五月の第十五回衆院選に神奈川県から立候補して落選するが、大正十四年二月、政友

会の領袖横田千之助が急逝したので、その地盤（栃木第七区）を継承し、補選で返り咲いた。

(17) 註(9)の『公文備考』に同じ、第五報。以後特に明示しない限りは各府県知事発文書は註(9)の『公文備考』所収のものである。

(18) (24) (26) (27) 『横浜貿易新報』大正十二年七月三日。

(19) (22) (23) 『新愛知新聞』大正十二年六月五日。

(20) 『内務省史』第二巻、七四六―五〇頁。社会運動の取締りを各県では高等課又は保安課で担当していたが、大正十一年から十五年の間に神奈川、愛知、京都、兵庫等にも特別高等警察課が設けられてこれにあたるようになった。

(21) 大正十一年十一月「社会局官制」(勅令第四六〇号)が布かれ、社会行政、労働行政を扱う外局となつたが、選挙制度の改正等も管掌することとなつた。『内務省史』第一巻、三四―八九頁。

(25) 第十五師団(司令部―豊橋)は日露戦争中に新設された師団であつたが、所謂宇垣軍縮の四箇師団整理の対象の一つとなり、第十代目師団長田中国重で一応廃止される(日本近代史料研究会編『日本陸海軍の制度・組織・人事』一六八―八九頁)。田中にはちに在郷軍人の政治的進出を目指し、明倫会を組織する(昭和八年五月)。これは高級在郷将校の有力な国民主義的団体で、五・一五事件の再発防止、在郷軍人の政治的任務の強調を主要目的とした。合法主義、議会主義を標榜するが(木下半治『日本右翼の研究』七九―八〇頁)、その主義綱領に(一)日本精神の鼓吹、(二)皇道政治の確立、(三)自主外交、(四)国防の安固、(五)国力民力の充実を掲げ(明倫会編纂『明倫会会史』八昭和十七年刊)、四一九頁)団体明徴問題等に活躍した。

(28) 陸軍省歩兵課編纂『大正八年六月改訂在郷軍人須知』(帝國在郷軍人会本部発行)九九頁。

(29) 『名古屋新聞』大正十二年六月六日。

(30) 『公文備考』大正十三年、官職四巻四、雑、「在郷軍人会参政同盟会員来訪」(大正十三年二月九日、海軍大臣秘書官メモ)所収の別紙「経過ノ大要」。

(31) 註(30)の『公文備考』所収の別紙「宣言」(大正十二年十二月のもの)。

(32) 高秘第七九〇号、京都府知事発文書「在郷軍人参政同盟組織ニ関スル件」(大正十二年七月十六日)。

(33) 註(9)の『公文備考』所収、高秘第二三四号京都府知事発文書(大正十二年三月九日)、「在郷軍人ノ言動ニ関スル件」。

(34) 高秘第六九二号京都府知事発文書(大正十二年六月二十一日)、「在郷軍人会上京連合分会懇親会開催ノ件」、開催案内文と印刷した宣言書、決議、覚書がすでに用意されていた。宣言書等の署名は「京都軍人参政同盟」であり内容は小田原の参政同盟のそれと同一である。

(35) 高秘第七〇一号京都府知事発文書(大正十二年六月二十四日)、表題は註34に同じ。

(36) 高秘第七二五号京都府知事発文書(大正十二年七月一日)、「在郷軍人参政同盟ニ関スル件」。

(37) 高秘第七三三号京都府知事発文書(大正十二年七月二日)、「在郷軍人参政同盟組織ニ関スル件」。

(38) 註(37)の統報、高秘第七九〇号(大正十二年七月十六日)。この頃、別個に在郷将校を中心に組織されつつあつた京都在郷軍人協会との合併問題が生じていたが(高秘第七三八号京都府知事発文書八大正十二年七月五日)、「在郷軍人協会組織其ノ他ニ関スル件」、同協会の会長小野寺陸軍少将等

幹部は高級将校であり、同協会理事も兼ねている尾嶋や後備歩兵一等卒の上田伝三郎等を蔑視するところがあつたと見えて両者が合同して参政運動をすることは困難だつた(高秘第七五三号京都府知事発文書ハ大正十二年七月八日)。(在郷軍人協会発会式ニ関スル件)。

(39) 神高秘収第五、九〇二号内、神奈川県知事発文書(大正十二年七月二十六日)。「在郷軍人参政同盟ニ関スル件」別紙手紙文の内容。『新愛知新聞』(大正十二年七月二十六日)は全市七十六分会の中六十八分会が結束したと伝えている。

(40) 高秘第八一二号、京都府知事発文書(大正十二年七月二十四日)。「在郷軍人選挙権促進会ニ関スル件」、撤文もある(小田原の在郷軍人参政同盟と内容は同じ)。

(41) 高秘第八三三号、京都府知事発文書(大正十二年八月二日)。「在郷軍人選挙権促進会発会式挙行ノ件」。

(42) 大正十二年中第一、六四四号、「在郷軍人参政同盟神戸支部宣伝演説会状況ノ件」。神戸の大会では労働組合の代表者が演説している外、大阪朝日、大阪毎日の二大新聞の編集長(大阪毎日は高石真五郎名義)及び当時高名な弁護士で、友愛会と関係の深かつた高山義三(戦後、京都市長)等から激励の書翰があつた。しかし、当の在郷軍人分会からの組織的援助はほとんどなかつたという。

(43) 兵発秘第八四六号、兵庫県知事発文書(大正十二年八月二十七日)。「在郷軍人参政同盟ニ関スル件」、砂田代議士と細野少将の演説要旨が添付されている。砂田は(一)趣旨には賛成するが、普選の速行の方が先決、(二)義務教育の延長と在学期限を六カ月に短縮、(三)在郷軍人会として政治的行動をするのは問題だと述べた。

(44) 『名古屋新聞』大正十二年六月五日付、「在郷軍人は使役はされるが更に特権が無い」の記事参照。

(45) (46) 『新愛知新聞』大正十二年六月十三日付、「名古屋在郷将校団が市政廓清の叫び、其存在を闡明すると同時に蹂躪された権利を回収せんと」の記事及び六月十六日中第一、二一五号「在郷将校ノ『政治的色彩アル社交団体組織計画』ニ関スル件」参照。

(47) 『名古屋新聞』大正十二年七月三日付。『新愛知新聞』同年七月四日付。秘収第八、一四七号愛知県知事発文書(大正十二年十一月二日)所収『北斗会宣言書』同草案及び「在郷軍人諸君ニ告グ」という題の勧誘状は秘収第四、四三二号愛知県知事発文書(同年七月七日)所収。

(48) 兵役税をもつて兵役負担平等主義を最初に理論的に主張したのは福沢論吉である(『全国徴兵論』附改正徴兵令)。「明治十七年刊 参照」。国会開設後は明治二十四年二月、衆議院議員加藤勝弥、鵜飼都次郎外三十余名が「兵役税賦課の建議」をした。これは長年の懸案となり、大正十二年の同時期においても北海道で津村専蔵が運動を開始したが(八月十一日、中第一五七号「兵役免除者ニ対スル課税論ニ関スル件」)、当局の採用するところとなつていない。拙著「日本陸軍の在郷の基盤―地域の尚武組織の成立と發展―」(『法学研究』第四十八巻第五号所収)五四―五、六二頁、同「日本軍隊の社会的基盤―福沢論吉の報国会設立構想に關連して―」(『福沢手帖』第八号所収)一一二、四―五頁参照。兵役負担の平等化は軍隊と国民との関係において重大なテーマであつた。第二次世界大戦になつてはほとんどの青年男子が無差別的に兵隊に徴集されて、はじめて公正が期せられたという皮肉な問題でもある。

(49) (50) 註(47)の愛知県知事発文書所収の『北斗会宣言書』のピラ及び報告書。

- (51) (53) 秘収第八、三六三号、愛知県知事發文書(大正十二年十一月十七日)、「北斗会請願ニ関スル件」及び別紙。
- (52) 細野少将は山本総理大臣の普選断行論を聞いて、「吾々在郷軍人ヲ輕視スルモノニシテ現在思想界ノ状況ヨリ見テ今直チニ普通選挙ヲ即行スルハ尚早ナリ先ツ須ク吾等忠節ナル在郷軍人ニ参政權ヲ与へ然ル後漸進的ニ普選ニ到ルヲ理ノ当然ナリトス」として段階論を主張するにいたる。(高秘第一、二二一号京都府知事發文書、同年十一月二十七日)。
- (54) (55) (56) 大正十二年中第一、三五五号「在郷軍人協会会報發送其他ニ関スル件」及び高秘第二二、三〇五号福岡県知事發文書(同年七月十八日)「在郷軍人協会分会設立勸誘ノ件」参照。
- (57) 大正十二年中第一、一六四号「在郷軍人協会金沢支部設立運動ニ関スル件」。
- (58) 大正十二年四月十四日發布、法律第四十八号、恩給法。従来別個に規定されていたものを単行法として統一整備したものである(内閣官房編「内閣制度七十年史」三三九頁)。
- (59) 大正十二年中第一、四四〇号「在郷将校談話会開催ニ関スル件」。
- (60) 『公文備考』大正十一年、官職四卷四所収の四月二十七日中第一、六一四号「在郷将校談話会ノ軍備縮少ニ関スル意見発表ノ件」。
- (61) 註(59)に同じ。大正十二年八月七日現在、全国に八十八カ所支部を設立し、一大勢力となつた(大正十二年中第一、五五八号「在郷軍人協会評議員会開催ニ関スル件」)。
- (62) 『公文備考』大正十三年、官職四卷四所収の「在郷軍人協会の檄文に就て會員諸君に告ぐ」(大正十三年四月二十一日、帝国在郷軍人会本部、総務理事村田信乃中将署名)、ピラである。本部と協会のトラブルについて述べられている。
- (63) 大正十二年中第一、六四七号「在郷海軍將校ノ府會議員立候補ニ関スル件」。
- (64) 『名古屋新聞』大正十二年七月十一日付。
- (65) 大正十二年中第一、六五八号「在郷軍人参政同盟神戸支部宣伝演説会状況ノ件」第二報。

第四節 在郷軍人会本部等の反応

大正九年頃から普選を求める運動は徐々に大衆化し、十二年の第四十六議會下では二月十八日、全国四百新聞の代表記者大会で普選要求の共同宣言が決議せられ、普選記者同盟が組織された⁽¹⁾。又、普選案上程の前日二月二十三日には東京芝公園から坂本公園まで普選派代議士百六十余名を中心に大デモンストレーション⁽²⁾が展開された。小泉又次郎はこの示威行列を「十万の民衆軍」と伝えているが、前年の第四十五議會下の大衆運動と共に、この第四十六議會を繞る普選要求の大衆運動

は民衆運動として頂点に達したものであつた、といえる。

この第四十六議會下では、すでに述べてきた如く在郷の高級將校達も軍人恩給の増額を要求する大衆運動を全国的に展開して同議會に圧力をかけ、政党の援助を借りてその目的を達成した。又青木伍長等が参政同盟を結成し活動を開始したのもこの頃である。前者はすでに大組織であり、他の在郷軍人に及ぼす影響力は極めて大きかつたが、後者はこの時点では運動を開始したばかりであつて、在郷軍人会本部の脅威ではなかつたといえる。

本節ではまず軍人の恩給研究会の政治活動に關連して生じた田中義一の見解より述べ、ついで青木潔等になる在郷軍人参政権獲得運動に本部は如何に対処したかに筆を進め、最後にその後の参政権獲得運動の経緯と結末について論及したい。

当時帝國在郷軍人会会老であつた田中義一陸軍大將はちようど第四十六議會閉会直後の四月四日に陸軍省で開催された各師團長合同の會議で講演したが、その時右の様な在郷軍人の政治活動を中心論題としてとりあげ、その対策について言及した。以下その要約を掲げよう。⁽³⁾

「國民が要求のみしておる國家の運命は漸次衰退する……在郷軍人会としては要求を斥けて義務を尽くす事を主唱する……近來何でも集團の力を以て運動する事が時勢の通弊となり、運動すれば成功し運動しなければ損であると考える」傾向があるが、在郷軍人できえそうで、前掲恩給運動がその典型である。又高級軍人中に軍人会を政治団体化しようとする動きがあり、恩給問題で味を占めた連中にそういう間違つた見解を持つものがあるようだが警戒を必要とする。

要するに政党政治の發展に伴ひ在郷軍人の集團は危殆になつた。此の危険の状態は此の間の恩給問題にて一層甚しくなつた。

この危険の回避は一方で各師團長による管下在郷軍人の掌握に期待すると共に、他面本部の改善によつてなしうる。そこで本部の改善であるが、まず規約を改正し、組織を改善する。各地方の代表者を評議員に任命して、従来の独善的經營から民主的經營に移行して、在郷軍人の本部に対する信頼を繋ぎとめたい。又在郷軍人の「適當なる希望」については本部がそれを満たす必要がある。「此の間の恩給の事でも本部が積極的にやつたらよかつた」、本部からやるのが大切であり、この点について立ち遅れていた。

田中は帝國在郷軍人会創設にあつての第一の功勞者であり、その保護、育成に常に貢献し本部で最も重きをなしていた。⁽⁴⁾したがつて右の如き田中の在郷軍人会に対する見解は直ちに本部に影響をもたらし、本部は恩給増額運動や在郷軍人による参政運動に対してたとえ趣旨に賛成しても、団体としての大衆運動、就中、圧力団体化には否定的態度を示す様になつた。そして本部を無視して別組織を結成する等の分派活動や前記諸運動が政党を利用して目的達成をはかることや、又政党が全国三百有余万人の実勢力を有する在郷軍人会を利用しようとする⁽⁵⁾こと等に対して本部は極度に神経質となつた。

右の田中発言に見られる規約改正の提案を受けて本部は規約改正の第一次草案を作成した。そこで本部はこの草案を同年五月三日、東京偕行社で開催された各師団參謀長會議に諮問し、⁽⁶⁾その後、さらに各支部を通じて全国の連合分会に草案の要旨を送付し、検討を付託している。⁽⁷⁾

田中の提案する規約草案の骨子は(一)内務大臣の監督をも受くること、(二)政治上の問題産業上の問題に対しては在郷軍人会なる集団の力を以てせざること、(三)代議的機関を組織すること、(四)政治運動を為す者は軍人会役員を辞する如くすること、など十三項目にわたるものであつた。⁽⁸⁾

その後本部は田中案につき各師団及び各府県から寄せられた同意、不同意の見解を各項目ごとに整理して關係者に配布した。⁽⁹⁾それによると、各師団各府県のこれに対する反応は民主的的改革をする項目についてはおおむね同意であるが、とくに田中が意を注いだと思われる(二)と(四)の項目については不同意が多く、甚だ不評であつた。(二)項のうち「政治上」の字句には全師団が同意したが、「産業上」については外地の台湾軍、関東軍、兵庫県以外は全師団、全府県が不同意、(四)項の役員辞退の件に関しては全師団その他が不同意であつた。

連合分会の反応についてはすでに述べた通り京都市上下両京区連合会では田中案の廃案を主張したし、また福岡県知事からの報告によれば⁽¹⁰⁾県下各分会の統一的な見解として、田中案の第四項目は

立憲政治ノ今日時代錯誤ニシテ在郷軍人会ノ役員ハ地方ニ於テ相当人格識見ヲ有シ而カモ地方中堅ヲ以テ任スル者ナルニ之レヲ政治運動ヲ嚴禁スルハ個人ノ自由ヲ束縛スルモノノミナラス中央地方ノ議政機関ニ干与スルハ現下我國情ニ於テ尤モ必要ナリトセサルヲ得ス而シテ会名ヲ政治運動ニ悪用スルガ如キ場合規約ニ基キ相当制裁ヲ加フレバ可ナリ

と記している。他県の報告書もこれと大同小異で(二)項および(四)項に非難が集中している。

その後二次、三次草案が作成されて成案となるが、結局田中が最も強く主張した(二)の産業上云々の案(労働争議や小作争議によつて分会内に階級対立を持ち込むことを阻止するため、これに干与せしめぬことを意図して作成された、といわれている)と(四)の役員辞職案は成立にいたらず、該会を自治団体とし、評議員を全国各支部からの推薦制とし、評議會を決議機関とする等の、時代を反映した改善案のみがかるうじて成立したのである。⁽¹²⁾

それでは在郷軍人による参政権獲得運動という現在進行中の問題を前に、本部は上掲の規約改正以外の手段において如何に対応したのであるうか。

本部は青木伍長等の運動が次第に活発化するのを見て、六月十九日、全国各支部長宛に

本部に於ても研究中に有之候間、此際軍人が団体を以て輕拳運動を開始するが如きは、動もすれば将来に禍根を胎すの虞も有之、又在郷軍人会存立の主旨にも悖る次第に候間

とにかく自重第一に、慰撫して置く様に配慮方を通牒している。⁽¹³⁾

かくの如く慰撫する一方、本部は次に田中の言う、適當なる希望に対しては「本部からやるのが大切であります」という考えに従つて、「適當なる希望」として認めた、在郷軍人に選挙権を付与するの件につき自から対議會活動を開始している。そして、まず陸軍中将安藤殿水、海軍中将山田彦八の両副会長の署名で請願書案を作成し、七月五日開催の本部評議會の審議にかけたのであつた。⁽¹⁴⁾

評議會では田中副会長（同年会老より副会長に遷任）が請願の主旨ならびに在郷軍人参政権付与についての政府部内における経緯を説明し、請願の主旨について諮問したが異議はなかつた。⁽¹⁵⁾

請願書は青木等在郷軍人参政同盟の趣旨を入れ作成されているが、それはむしろ内容的に拡充したものとなつてゐる。骨子のみ紹介すれば、(一)現役終了者に選挙権を付与することは正当にして選挙権資格決定条件に合致する、(二)現役終了者に選挙権を与うるは大利あるも大害なく①兵役義務の向上、雄武の風を助成し、国防に資する、②議員の素質を優良ならしむべし、③在郷軍人の利益を自ら擁護しうるが故に直接行動を起こすことはない、④従来在郷軍人に選挙権を付与した場合に起こると想定された害についてもそのおそれはない。(三)イタリア、イギリス、アメリカの欧米諸国は在郷軍人に選挙上の特権を認めていることなどである。⁽¹⁶⁾

以下評議員会席上における田中の説明である。

本件ハ大正九年七月以降ノ懸案ニシテ（前掲谷勝治による請願を参照―筆者註）、嘗テ（大正十年八月）閣議ニ於テ内務大臣ノ反対アリテ一時沙汰止トナレリ、察スルニ本件ハ政府与党ニモソ―反対ハナカロー、官僚系ト選挙ヲ管スル内務当局ニ反対アルナラン

反対ノ主ナル点ハ軍人衆団ノ力ニテ選挙ニ干渉スルト言フコトデアロー、此点ハ在郷軍人会トシテ予テノ声明ノ如ク会自体ハ決シテ政治ニ干与シナイコト及之ヲ実行セシメ得ル自信アルコトヲ言明スルヲ要ス尚家族制度ニ支障アリトカ選挙能力云々問題ハ大ナル反対理由ニアラス⁽¹⁷⁾

本部提出の右請願は内閣総理、陸海軍、内務の四大臣と法制審議会長に宛て提出するという案であつたが、海軍省内では評議會の前日会合がもたれ、「別紙請願書ハ一般部外ヨリ在郷軍人会カ政治的団体化スルカ如キ誤解ヲ招ク」可能性があるので、請願の形式ではなく意見として在郷軍人会長に提出し、会長はこれを陸海軍大臣に進達することに変更すべき旨決議した。⁽¹⁸⁾したがつて前掲評議會では海軍側の堀内（軍令部次長）、土屋評議員、植村理事から右修正案が提出され、陸軍省軍務局長、歩兵課長から「意見ニテハ弱シ」と反対があつたが、結局海軍側修正案が多数で可決された。⁽¹⁹⁾

かくして右成案は意見の形式で安藤、山田両副会長から元帥陸軍大將川村景明会長へ、さらに、同会長から七月十日、陸海軍大臣に対して提出された⁽²⁰⁾。

海軍大臣財部彪、陸軍大臣山梨半造は連署して、八月十日、内閣総理大臣加藤友三郎に宛意見上申した。その末尾には「慎重審議ノ要アリト存候ニ付法制審議會へ諮問相成様致度及移牒候也 追テ別紙意見ニ対シテハ内務大臣モ同意ニ有之候」とあつた。⁽²¹⁾

本部では七月十八日通牒を發し、「本部に於ては、役員会合種々研究を遂げ、其結果会長より陸海軍大臣に、選挙権附與の意見を上申せられたる次第に有之、両大臣に於ても、目下之が成立に付考慮中」である。本部としては大勢に順応すべき意志があり、且つその実行も怠らず、今後とも最善の努力を尽すので、とにかく「分会員の軽挙盲動を慎む様」嚴重に指導することを支部長（内地においては連隊区司令官兼任―筆者註）に要望した。⁽²²⁾

このように在郷軍人の政治運動を抑圧し、一方でその運動目標を先取りしようとした本部の政策は海軍大將である加藤総理大臣の下で成功するかに見えたが、八月二十五日、突如として加藤は病死する。ついで同じく海軍大將の山本権兵衛内閣が組織されたが、九月一日起こつた関東大震災の混乱の收拾と被害者救済の処理の為忙殺され、十二月十日からの第四十七臨時議會は震災対策が中心となつた。すでに述べた様に山本内閣は普選案を提出する意思を表明していたし、⁽²³⁾また旧国民党総裁犬養毅の文部大臣就任などがあり、事態を明るくするようなきざしもないではなかつたが、さらに、第四十八（通常）議會は開院式の当日行啓途上の摂政宮が狙撃されるという、所謂虎の門事件が起こり、二十七日即日全閣僚が総辭職した。かかる不慮の出来事の連結によつて、本部による請願活動はここに終止符をうつことになつた。

以下、その後の在郷軍人による参政権獲得運動について記す。

小田原の在郷軍人参政同盟では本部事務所の北沢宅が大震災で倒壊した為、本部を早川村国見宅に移転し、九月中旬に横

須賀軍港座にて同市在郷軍人参政同盟と共催する予定であつた参政権獲得関東大会も震災の被害の爲中止となつた。⁽²⁴⁾しかし、これらの打撃にも拘らず、十一月になると青木等は京都、神戸、横須賀の委員と連絡をとつて十二月末頃上京し、請願する準備をした。⁽²⁵⁾

青木等の目標としてきた四十七議会には、従来在郷軍人の参政権付与に対して反対であつた政友会が「現役ヲ終リタル在郷軍人ニ選挙権附与ニ関スル建議案」を提出するなど、彼等を喜ばせる事態もあつた。ちなみに、この建議案の提出者は政友会代議士津野田是重、八田宗吉、山口義一、桜内幸雄、山本条太郎等十九名であつた。⁽²⁶⁾

翌十三年二月、青木等七名は陸海軍大臣を訪問して請願書を提出した。⁽²⁷⁾

しかし、清浦奎吾内閣下では政府と護憲三派の決定的対決となつて、第四十八議会は選挙法の問題に触れるまでもなく解散された。同年六月、選挙で大勝利を得た護憲三派連立の加藤高明内閣が成立するのである。そして普選法が政府の最重要処理法案となるや、各地在郷軍人会による請願も無意味となり、行なわれなくなつたのである。

(1) 伊藤正徳『新聞五十年史』、二六七―七二一頁。

(2) 小泉又次郎『普選運動秘史』(昭和三年) 一一一―一七頁。

(3) 『部外秘 師団長合同の際田中会老懇談筆記』(大正十二年四月四日午後、於陸軍省)。(帝國在郷軍人会本部)、五一―八頁。全十一頁のパンフレットである。

(4) 田中による在郷軍人会の教化育成策については拙稿「むら 社会における保守的基盤の形成——帝國在郷軍人会の政治的性格——」(前掲『海外事情』第二十五卷第六号所収) 参照。

(5) たとえば、憲政会院外団は在郷軍人国政擁護会幹事長(在郷軍人参政権獲得運動者)後備輜重兵軍曹池原重に接触して池原の経営する在郷軍人向けの国政新聞に普選記事を書かせたり、憲政会院外団主催の演説会(大正十一年二月十一日、芝公園)で在郷軍人を代表して賛成演説をさせた例があり、反響を呼んでいる。『公文備考』大正十一年、官職四、卷四所収、大正十一年中第五五四号「憲政会院外団ト在郷軍人国政擁護会トノ関係ノ件」。

(6) (8) 『参謀長会高席上に於ける田中副会長長口演要旨』(大正十二年五月三日、於東京信行社)。(帝國在郷軍人会本部) 参照。全二十一頁のパンフレットで、同年六月九日印刷と記されている。

- (7) (10) 高秘第二〇、〇二六号福岡県知事発文書(大正十二年六月二十七日)、「帝國在郷軍人会規約改正ニ関スル件」。
- (9) 『公文備考』大正十二年、官職四卷四所収、「在郷軍人会規約改正ニ関スル意見」参照。表紙に鉛筆書きで「陸軍參謀長會議ノ席上ニ於テ田中副会長ヨリ求ム」と記されている。
- (11) ちなみにいえば、田中は大正十四年四月、政友会の総裁に就任し、政界入りを果たすと同時に、在郷軍人会に辞表を提出して、一切の役職を辞して、この彼の主張を實踐した。田中義一述『軍事より政治へ』(大正十五年五月、素水会刊)一—二頁。「在郷軍人会と關係を断ちし理由」の項参照。これは大正十四年十一月十九日、和歌山市において開かれた在郷軍人大会で田中がなした⁽¹²⁾在郷軍人会への告別講演の筆記(和歌山新報に掲載されたもの)を更に全二千頁のパンフレットにしたものである。
- (12) 大正十二年の諮問の結果、翌十三年十一月と十四年三月に規約が改正された。⁽¹³⁾自明治三十七年(至大正十五年)陸軍省沿革史」下巻、五三三—五頁参照。帝國在郷軍人会本部発行の『帝國在郷軍人会規約改正ノ要旨』(大正十四年三月発行、全四十七頁のパンフレット)によれば第八十二条の説明に「本条ハ旧規約(本論文第三節註(29)参照)筆考者ト其趣旨ニ於テ異ナル所ナキモ『團結ヲ利用シ』ノ字句ヲ削除シタルハ公民個人ノ政治權ニ迄容喙スルガ如キ誤解ナカラシ」むるためだと記している(同上、三六頁)。
- (13) (22) 帝國在郷軍人会本部『帝國在郷軍人会三十年史』(昭和十九年刊、一四四—五頁)。
- (14) (15) (17) (19) 註(9)の『公文備考』所収、「現役終了者ニ選挙權ヲ附与スル請願ニ関シ在郷軍人会評議員会會議ノ狀況」。
- (16) 右同書所収、「請願書」の内容参照。
- (18) 右同書所収、「現役終了者ニ衆議院議員ノ選挙權ヲ附与セラレ度請願ニ関シ覺書」(大正十二年七月四日)。
- (20) (21) 右同書所収、帝國在郷軍人会長より陸海軍大臣への上申書及び陸海軍大臣より内閣総理大臣への報告書(法制審議會への諮問について)。
- (23) 山本は組閣にあたり、举国一致内閣を標榜し、三大政綱を掲げ、そのうちに普選実行を入れた(三宅雪嶺前掲書、三四〇頁)。又、十月十五日の五相會議で普選案の要綱が決定され、新聞に発表された(『朝日新聞』大正十二年十月十七日付)。
- (24) (25) 神高秘収第九七一号、神奈川県知事発文書(大正十二年十月二十九日及び十一月六日)。「在郷軍人参政運動ニ関スル件」、『東京日日新聞』同年八月十八日付。
- (26) 大正十二年 中第二、六〇〇号、「現役ヲ終リタル在郷軍人ニ選挙權附与ニ関スル建議案提出ノ件」。
- (27) 『公文備考』大正十三年、官職四卷四、雑、「在郷軍人会参政同盟会員來訪」(大正十三年二月七日、海軍大臣秘書官メモ)の記事添付の別紙「請願書」。

第五節 むすび

以上の考察から在郷軍人に選挙権を付与する件に関しての議会内外の政治運動が我が国選挙権拡張運動史上に相当の足跡を遺したものであることを明らかにしえた⁽¹⁾と考える。

たしかに、これら一定の要件を具備した者に対して特権としての参政権を付与するという内容の法案は成立しなかつた。しかし、かかる法案の成立を目指した憲政本党等の政党の努力は決して無駄ではなかつたといふことができる。つまり彼等の国会での活動が結局は在郷軍人を政治運動に走らせ、ついで陸海軍首脳部を動かせ、ひいては彼等によつて内務大臣を始めとする全閣僚を説得させて時代の趨勢としての「普選」⁽²⁾について認識を改めさせるに至つたからである。⁽¹⁾

どちらかといへば、参政権の拡張という自由主義的傾向の政治運動に対して批判的で、かかる世論形成のブレーキになるとしか考えられなかつたはずの団体である在郷軍人会や陸海軍当局が積極的に参政権拡張キャンペーンの一翼を担うことになつた事實は、たとえ彼等の主観的意図が別にあつたとしても、極めて意義深いものがある。当時社会主義運動や労働運動の過激化が治安当局の重大関心事となつていたが、あの在郷軍人会でさえも参政権を要求する運動を開始したとする意外性は改めて普選の「安全弁」⁽³⁾的性格を彼等に認識せしめたに相違ない。かかる意味においても、我が国の普選運動史を考える際に、在郷軍人の参政権獲得運動を忘れてはならないと考える。

また、この運動は、運動を進めた在郷軍人個人個人にとつても一応所期の目的は達成しえたといえる。彼等の参政権獲得の要求は普通選挙法の制定という大道に包摂されたからである。しかし、彼等の間ではさらに、兵役負担の不均衡を是正する為の手段として、たとえ普選法が通過しても、特権として選挙権を付与するという目論見もあつたが、これはついに成功しなかつた。⁽²⁾

いずれにしても、青木等が民本主義の提唱者吉野作造を訪問して運動に対する助言を求めたり、⁽³⁾「在郷軍人の参政権要求はデモクラシー、普通選挙、階級打破等の叫ばれる今日明白すぎる程正当な要求であつて我々は此正義の運動の爲めに飽く

迄も努力する覚悟⁽⁴⁾と表明するなど、彼等在郷軍人による参政権要求の運動は所謂大正デモクラシーの潮流に乗ろうとするものであつた。少くともそれはこの時期においては、反動的なものではなかつたと評価せられるべきものである。

(1) 田中義一は加藤友三郎内閣の閣僚工作をやり、最初反対であつた水野錬太郎内務大臣を口説いて在郷軍人に選挙権を付与する案に賛成せしめ、全閣僚の賛意を取りつけていたという(『横浜貿易新報』大正十二年八月十九日)。

(2) 昭和十五年第二次近衛内閣下で、衆議院議員選挙法を改正して、兵役終了者のみに選挙権を与えるという反動的改正案が近衛の意見として出され、彼は内務当局にその検討を命じたが、内務官僚の強い反対にあつてやむなく該案を撤回したという事実もある(『普選三十周年記念会編』『参政権拡張史綱』昭和三十三年刊、まえがき、四一五頁)。

(3) 『横浜貿易新報』、大正十二年七月十日付。「軍人参政同盟の幹部上京、政党と博士訪問」の記事参照。

(4) 右に同じ、同年七月八日付。「真面目な運動だ、断じて社会主義の色彩はないと幹部連は語る」の記事。

付記 脱稿後、小田原の在郷軍人参政同盟の創立者、青木潔伍長の御長男、克也氏(神奈川県庁勤務)の御好意で故青木伍長の日

記、履歴書一通、写真一葉(千葉県習志野騎兵第十五連隊勤務中のもの)などを拝見する機会を得た。そのうち日記は戦後になつて書かれたものようであり、関東大震災を大正十年とするなど多少の記憶ちがいも見られ、資料としてはあまり価値がないように思われる。ここでは履歴書から在郷軍人関係の記事を抜粋する。

一、大正八年四月、帝国在郷軍人会真鶴村分会長となり、昭和四年三月迄在任し、其間足柄下郡連合分会理事を勤め、真鶴村分会及連合分会より感謝状及記念品を贈与され、又帝国在郷軍人会より表彰状を授与さる。

最後に青木克也氏の学恩に感謝し、擲筆したい。